

公文書等の中間段階における集中管理の
仕組みに関する研究会

第 7 回 議 事 要 旨

内閣府大臣官房管理室

公文書等の中間段階における集中管理の仕組みに関する研究会
第7回議事録

日 時 平成18年3月10日(金) 13:57 ~ 16:40
場 所 内閣府本府3階特別会議室

- 1 開 会
- 2 公文書の中間段階における集中管理のあり方に関する報告(案)について
- 3 自由討議(途中休憩あり)
- 4 閉 会

後藤座長 それでは、そろそろ定刻でございますので、ただいまより、第7回「公文書等の中間段階における集中管理の仕組みに関する研究会」を開催させていただきます。

委員の皆様方には、御多忙のところお集まりいただき、大変ありがとうございます。今日も3時間という長い時間になりますけれども、よろしくお願いいたします。

なお、目加田委員ですが、本日は御欠席と連絡をいただいております。

国立公文書館の次長が替わられまして、新任の小河次長がいらしていますので、どうぞ。

国立公文書館次長 小河でございます。よろしくお願いいたします。

後藤座長 それでは、まず本日の予定を簡単に申し上げます。

まず、事務局から配付資料の確認の後、本日の議題に従いまして、資料1及び2について御説明申し上げます。

資料1は、前回、議論いただきましたたたき台を再度整理いたしまして、前回いただいた御意見を盛り込んだ上で、一応今度はこの研究会の報告案ということで、まとめたものでございます。

資料2は、いわゆる見え消し版というもので、前回との違いをはっきりさせる意味でお配りしてございます。

これについて、事務局から説明を受けて後、皆様の御意見をいただければと思っております。なお、途中で休憩を15分ほど挟みます。

それでは、まず木方補佐の方から配付資料の確認をお願いいたします。

大臣官房管理室室長補佐 座長からもございましたが、今日は2点の資料でございます。

資料1は、公文書の中間段階における集中管理の仕組みに関する報告(案)。これはきれいにしている方でございます。

資料2は、その2月9日のときのB案からの見え消しということになってございます。その2点でございます。

後藤座長 ありがとうございます。それでは、早速、議題に入らせていただきます。

資料1の説明をいただくわけですが、適宜資料2を使っていただいて、よろしくお願いいたします。たたき台からの修正点を中心をお願いいたします。

大臣官房管理室室長補佐 それでは、まず、お手元の資料1をごらんいただきますと、かなり大部で分厚くなっております。これは、一応前回の見え消し版からきれいにした版に、参考資料というものを付した形にしております。

参考資料につきましては、座長の方と御相談して、適宜事務局の方でセットさせていただきました。

一応、参考資料の方だけ御紹介させていただきますと、10ページ以降が参考資料ということです。

最初に「公文書等の管理・移管・保存施策に関する研究について」という、この研究会の発足の経緯がわかるもの。

次に、富永委員に御報告いただいた「公文書の中間段階における管理について～地方公文書

館の事例から～」。

「外国における現用記録管理と集中管理のしくみ」。これは、事務局資料でございました。それから「各省庁現用文書推計調査結果概要（速報）」。

あとは、法令関係として「内閣府設置法（抄）」。公文書館に関する所掌事務が記されているもの。これは後ろの 51 ページでございます。

「公文書館法」「国立公文書館法」は、それぞれ前文というような参考資料を、一応座長とも御相談の上、付した上で報告したらどうかと考えておりますが、更に追加すべきもの等ございましたら、御議論の中で自由に言っていただければと存じます。

それでは、報告の中身について御説明したいと思います。

資料 2 をごらんいただくと、前回からの修正点が見えるような形になろうかと思います。ですので、一応資料 2 をお手元に置いていただきまして、説明を聞いていただければと存じます。

まず、表題でございますけれども「あり方に関する報告」としておりましたが、研究会の名称に併せて「仕組みに関する報告」にしてはどうかということで、一応直しております。

それでは、内容でございますけれども、1 ページ目でございます。「1 研究会と本報告書の位置づけ」。のところで「歴史的に重要な」というところを、法令等の文言に併せ「歴史資料として重要な」と、それから「移管文書」となっていたものを「移管すべき公文書等の」とさせていただきます。 「すべき」については、前回御意見があったものと思っております。

「2 検討の視点」の最初の公文書等というところに定義を入れさせていただきます。「(本報告においては、国の機関が作成し又は取得した、各種の公文書その他の記録をいう。）」と定義を入れさせていただきます。

これは、基本的には公文書館法等のものと同じような形にしておりますけれども、公文書館法が地方公共団体を含むような形で規程しておりますけれども、本報告書は専ら国の機関が作成した公文書ということですので、地方公共団体というのは定義から落として、以下公文書等という用語はこの使い方をするとということでございます。

「作成・取得から」という「取得」というのを加えさせていただきます。これは、正確を期したという表現上の整理であります。

同様に「歴史資料として重要公文書等の」という表現を入れております。

「そのための最適な方策の一つが」という後に続くところは、懇談会の平成 16 年 6 月の報告書からそのまま引くような形にするために「府省等」としていたものを、懇談会報告の原文どおり「省庁横断的」と直させていただきます。

同様に「可能性が高い」を「可能性の高い」に直しています。これは、そのまま引くような形に直したということでございます。

2 ページでございますが「対照しつつ」という表現が、ややわかりづらいのではないかとということで「理想的な中間書庫システムを想定しつつ」という表現に変えさせていただきます。

「歴史資料として重要な公文書等」と、ところどころ見え消しが十分されていなくて恐縮な
んですが、これも先ほどと同様に、法律等の表現に併せたということです。

「分担管理制」という表現がやや不明確ではないかということで「各府省等による行政事務
の分担管理制」ということで、国家行政組織法等を意識して、正確な表現にさせていただいた
つもりでございます。

それに併せて「我が国の現行の行政システム等」という「現行の」という文言を追加し、そ
れから「数カ年程度」というのも、あまりにも漠然としているので「5カ年」というぐらいで
いかがかということでございます。

あとは、5か年と切ったので、一応「早期に」という表現を入れさせていただいております。

中間書庫システムの導入に当たって、どういうふうに考え方が変わるのかということであり
ますが、これまでの各府省等の文書管理をどうとらえるかということですが、従来「業務執行
の遂行」という表現になっておりましたが「主に業務遂行の必要性に応えとともに、当該業
務遂行についての説明責任を果たすべく行政文書開示請求に対し適切に対応することを目的
として」という表現にして、一応表現をより正確にさせていただいたつもりでございます。

「いくという」の「という」というのは、文章上の工夫ということで削除させていただきま
した。

次の「歴史的公文書等」は「移管されるべき」と書いてありますので「公文書等」で受けれ
ばいいのかなと思います。

次も同様「歴史資料として重要な」という表現の正確さを期したということです。

国立公文書館が単独で行い得ることというのは、現行法上はいろいろ限りがございますし、
内閣府と表裏一体でやる必要があるということで「内閣府とともに」という表現を入れており
ます。

「現行の各府省等の文書管理に関する分担制」という表現なんですが、文書管理に対する制
度というのは、はっきり言うと確たるものがなくて、これは行政事務の分担管理制の裏返しだ
ということかなということで、表現を「行政事務の分担管理制に照応した文書管理との整合性
を保ちながら、どこまで広げるべきか」と変えさせていただいております。更に、以下でご
ざいますけれども「業務上の負担を強いるものであってはならないため」という表現を「も
のではなく、逆に」ということで「効率化を実現するものとなるよう」という、少し積極的な表
現に変えて、これは各府省との関係でもこのような表現の方が、より研究会としての認識を示
せるのではないかとということで、一応御提案させていただいております。

「3 検討結果」でございます。

「中・長期的に目指すべき中間書庫システムの理想型」という文言の整理でございます。
3ページですが、中長期的には中間書庫制度については、国立公文書館がその制度主体となる
ことが、たしか前は望ましいとなっていたものを「適当である」という表現に変えました。
これは中長期的なことですので、理想を少し力強く語るような形でもよろしいのかなと
いうことでございます。

その下「処理工程スケジュールを定め、文書類型ごとに」という表現で「移管の適否を予め定めておくといった」ということで、一応これは例示のような形で受けて「なお、処理工程スケジュールを導入する場合には」ということで、その中から処理工程スケジュールを選択する場合にはという位置づけを明確にさせていただきました。

「義務化する必要がある」とも「義務化することが望ましい」だったものを、やや強めの表現に変えております。

その次ですが「各府省等の行う通常の公文書等の管理との混在を避け」ということで、集中管理を一元化する際の基本的なメリットを追加してみました。効率性の一方で「安全な管理」というのが求められるということで「安全な」という表現。これは、勿論短期的な取組みでも同様かと思えます。

「最良の設備を備えた理想的な保管環境を提供する」ということで、一元的管理のメリットを少し加えさせていただいております。

次は、同じ歴史資料でございます。

アーキビストの定義に関わるかと思えますが「文書の保存・管理の専門教育」ということで、これを明確化しております。

アーキビストは研修を受けた者も含むということかと思えますので「適切な研修を受けた専門家」。以下は「専門家」という表現でずっといくということでもあります。

行政官も一般の行政官かということで、ちょっと疑問が出る表現だったので「文書管理担当の行政官」と明確にしたということでもあります。

最後のパラグラフは、ここも御意見をいただければと思えますが、こういう一元的な中間書庫業務を国立公文書館が行うに当たっては、車の両輪的に専門家の育成に努めるべきであるという文章を追加しております。

次のものも表現を整理したということで、廃棄のみではなく、一応「処分」ということでございます。それから「公文書等」。

それから「さらに」以下のところですが「電子文書の脆弱性」という表現だったんですが、脆弱性のみならず、電子文書一般の「特性」と表現した方がより正確ではないかということで、直させていただいております。

電子文書についてはどうするかということで「中間段階での集中管理」という表現でございましたが、電子媒体の研究会の検討も進んでおりまして、そちらの方は、来週の火曜日に最終的な御議論があるかと思えますが、電子媒体の場合、なかなか中間書庫というのはイメージしづらいというような御意見もあって、そこら辺がやや、中間段階でと書くと少し縛りがかかり過ぎるのかなということで、もう少し大まかな「府省等横断的な基準に基づき管理」ということで書き直しております。

4ページは「理想的な」、それから「中間書庫制度の実現」。これも文言整理でございます。「法整備をするべきである」ということで、これは理想的な形態を示すということでございますので、文書管理法等も含めた法整備を検討していくということ、中長期的な課題として書

いているということでございます。

この後ろの方が恐らくメインテーマですが「(2)当面早期に実現すべきシステム」ということで、柱書きでございますが、財政的制約に加えて「法制的」を入れました。

「当面5か年程度の管理」ということで、一応期限を区切った。前回、座長の方からございましたように、若干この柱書きで少し各論の要約らしきものを入れさせていただいております。「内閣府が制度を主管し、集中管理の場所については、内閣府に附属する府省等横断的共用書庫の利用を原則としつつも、各省庁の個別書庫との併用も認めるほか、移送範囲、移送対象機関、通用業務に当たる人材等についても、現実的に対応可能なものとすべきである」ということで、この後ろに出てくる各論をざっくりではございますけれども、一応ここで付言している。

以下は、少し事務局の方からの御提案ということになるかと思いますが、この法的な位置づけを少し詳しく書かせていただいております。

このようなシステムは、下記イ)のとおり公文書等の法的な保有の主体は移送元府省等に留保されること等を前提とすれば、公文書等の整理、リスト作成、評価選別等の中間書庫における作業は、歴史資料として重要な公文書等の移管に向けた作業の一過程と位置づけられることから、法改正によることなく、現行の内閣府設置法(平成11年法律第89号)第4条第3項第43号、これは参考資料の後ろの方に付いてございます。あとは、国立公文書館法(平成11年法律第115号)第15号第1項の規定にもとづき「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置」の一つとして、各府省等が申し合わせにより実現することができるという懸念がございまして、できればこのような法制的な整理もここに書き加えられればということで御提示させていただきました。

今も申し上げましたが「イ)移送された公文書等の法的な保有主体」ということで、物理的な占有は移動するが、情報公開法等に規定される法的な保有の主体は、引き続き移送元府省等となるとさせていただいております。これは、多分研究会の御議論もこのような方向だったかと思いますが、それを明示したということでございます。

「ロ)公文書等の移送範囲等」ということで「例えば、移管基準に基づき、将来国立公文書館に移管することが想定される公文書等」という表現にして「例：豪州」というと、ちょっとあれなので、直接豪州をまねするというわけでもございませんので、そういう例：何とかというのは、一応一律に落とさせてもらっています。日本に合うような形でこういうことをやっているということでございます。

媒体については、2月9日の時点で後ろの方に入れていたのですが、ちょっと座りがどうかということなので「なお、当面、移送される公文書等の媒体の大半が紙媒体であると想定されるため、それを念頭に施設整備を含めた制度設計を行うことが適当である」と、ここに入れていただきました。

「ハ)移送の義務性」でございますが、これについては、以前は表現的には移送の義務、任意性というような書き方になっていましたが、表現的に義務性という方がすっきりするだろう

ということでございます。「義務とするか任意とするかについては」という表現に変えさせていただきます。

あとは、引き継ぎ先がない組織でございますが、これは原則引き継がれていくのが行政機関の在り方であるということなので「適当な引継ぎ先がない」ということで、限定をしました。

「組織において、従前、作成・取得された公文書等」は、表現を正確にしました。

以下も表現を正確にしたというレベルでございます。

「二）運用業務の内容」「 保管する公文書等の」というのを加えています。

これは番号が間違っていますが「 劣化やセキュリティ等に配慮した」。以下、番号がずれますが、 、 、 と、それぞれこれは表現をより正確にさせていただいたということでございます。

運用業務をやるに当たって、移送されてくるファイルを前提に行うということからすると「上記の諸業務を効率的に行うためには、中間書庫に移送される段階で、行政文書又は行政文書ファイルの名称が統一的な基準によって付与されていることが望まれる」ということで、これは現行は文書管理ガイドラインということで、情報公開の前段階の文書整理という観点から、行政文書ファイルの名称を付けなさいということが定められておりますが、名称の付与がより明確になされることが、この中間書庫を機能させるためには望ましいということで、ここに入れさせていただいております。

前回、情報公開のところにこれを入れていたんですが、これは情報公開に対する直接の提言ではないので、場所をこちらに移させていただいたということであります。

「ホ）運用業務に当たる人材」でございますが、これも基本的には前回の研究会で、非常勤職員といった表現が余りにも具体的過ぎるのではないかとということなので「適切な形態で雇用し、十分な研修を行った上で」という表現に変えさせていただいております。

「制度の主体」となっていたものは「主管」とした方が、より法制的な意味ではマッチするのではないかとということで、一応「主管」とさせていただきました。

「府内において責任体制を確立する」というのは、内閣府のどの部署に、例えば中間書庫がぶら下がるのかとかといった責任体制を確立、明確にするということでございます。「円滑に運用する」に「かつ適切に」というのを加えさせていただきました。

業務委託の部分については、前回から少し表現を変えただけでございます。

6ページの「ト）集中管理の場所」については、一応併用型というような御議論が前回にあったと考えておりますので、そちらの方のことを主にして、第2段落でそのメリットを少し書くような形に書き換えております。

「現下の厳しい財政事情に配慮する場合、移送範囲、移送時期等についての各府省等共通基準の下での運用を前提として、独立の共用施設を設ける一方、書庫施設に余裕のある府省等については、当該府省等の書庫を活用することとする併用型の制度設計を行うことにより、集中管理の円滑な実現を図るべきである」ということで、この方が円滑に実現できるというようなメリットを書き込ませていただきました。

「ただし」でございますけれども、そうは言っても、せっかくの集中管理をスタートさせるに当たって、今までどおりの各府省分散型でも困るということでもありますので「ただし、府省等の書庫を活用する場合には、内閣府において、国立公文書館との連携の下、当該書庫に、専門家及び十分な研修を受けた行政経験者等を派遣し、その運用に当たらせるなど、各府省等共通基準に基づく集中管理を実効的に行う必要がある」ということで、人材をある程度、内閣府なり国立公文書館の下で派遣することで、実効性を併せて担保したらどうかという御提案でございます。

でありますけれども、これは個人情報保護と情報公開が重なり合う部分が多いので、一まとめにさせて、1つの項にしております。

「イ）個人情報保護への対応」でございますけれども、これは前回の資料の方では（のへ）で書いていたことを基本的に移した上で、個人情報保護法との関係で、中間書庫職員の取扱いが何に当たるのかというようなことを少し書き込んでおります。5行目かと思いますが「リスト作成や評価選別を行い、その限りで個人情報を利用することになると考えられることから、中間書庫の職員は、個人情報の取扱いの委託を受けた者として」として、個人情報保護法との関係を明確にしたということでございます。

「ロ）情報公開の対応」につきましては、従来は情報公開法への対応ということございましたけれども、行政機関個人情報保護法についても、本人の個人情報に対する開示請求権が規定されておりますので、それをドッキングさせた形で表現させていただいております。行政機関情報公開法第3条、行政機関個人情報保護法第12条に基づく開示請求の対象となる。これは、自己情報の開示請求です。

これについては、もう既に上記（のイ）のところで、法的な保有主体が変わらないということを書いてございますので、それを引いてきて「移送前と同様に、それらの開示請求への対応は、移送元府省等により行うこととなる」という表現に変えております。

移送時期については、（の「ロ）移送時期」ですけれども、これについては、例示のところが「移管基準該当文書」になっておりましたが、これは義務化は「定型的移管基準」と書いてございますので、それと平仄を合わせました。

「一定期間経過後までに移送すること」が適当であるとした上で、例えば、保存期間10年以上の公文書等について、文書作成から5年後までに移送するという、神奈川県的方式で、例の方は取らせていただいて、そういった具体的な移送時期の設定を検討すべきであるとさせていただきます。

「正式」を「適当な」、それから「従前」という表現を入れております。

8ページでございますけれども「移送すべき公文書等の選定を早期に行うことは、電子文書の長期的保存措置の観点からも適当である」ということではございましたけれども、この中間書庫の制度設計については、基本的に紙媒体を中心に考えるということではございましたので、この表現は少し余剰の部分だということで、削らせていただいております。

「集中管理と廃棄権限」としていた部分ですが、中身をより直接に反映するというところで

「ホ）廃棄決定への関与」と表題を変えました。

内閣府が国立公文書館の専門的知見による意見を聞いて、各府省等の公文書の廃棄に対し、正式に意見を述べるというのが、やや意味がわかりづらいのではないかとということで、現在、移管に関して意見を述べる仕組みがございますので、その際に併せて、意見を述べられるような具体的な手続を整備すると表現を変えさせていただきました。

「行政利用の仕組みの整備」のところは、特に直してございません。

「4 おわりに」のところでございます。この辺も先生方の御意見を十分賜れればと思います。

第2段落の終わりのところで「理想型を常に頭に描きながら」というところを、もう少し理想型を強く打ち出す「理想型の実現を目指しつつ、当面の実務的な対象を推進していくことは、極めて重要である」。

「その改革に向けた努力を怠ってはならない」ということです。

「本報告書が、懇談会における総合的な議論において、大いに活用されることを期待するものである」ということで、もう少し積極的な表現に変えてございますが、また御意見を賜ればということでございます。

後藤座長 ありがとうございます。

前回と比べて、修正点が整理されております。前回の議論を思い起こしながら、いろいろ自由に御意見をいただければと思います。

御意見の前に、説明についての御質問があれば、それもどうぞお願いいたします。

どうぞ。

高橋委員 大分整理されて、読んでわかりやすくなったと思います。これで基本的によろしいかと思いますが、2、3点ちょっと読んでいて長くて読みにくい点は残っています。例えば4ページの(2)のところの「このようなシステムは」から「考えられる」まで、10行ぐらいあって読みにくいので、中身について2つの文章に分けた方がよいのではないのでしょうか。多分、このようなシステムは実現することが考えられるということと、その理由になっている中身の部分があるので、中身の部分を先に出していただくとか、いろいろな工夫で、文章を2つに分けていただいた方がいかなと思います。

その関係で、少し上の(2)の3行目です。「その際、内閣府は制度を主管し」というところがあるんですが、前のページだと、理想的なものは公文書館が主管した方がいいとなっているわけですね。こちらでは、当面の方では内閣府が主管する。要するに、その理由づけが、これだけ見るとわからないところがあるので、現行がそうだからとか、理由づけがあって、当面は内閣府という話になったと思うのです。その理由づけを何かを説明しておいていただけると、理想と当面で制度の主管が変わっているというところの説明がわかりやすくなるのではないかと思います。あとは、法令上明確になったところもありますので、いいのではないかと思います。

細かいことを言っていていいですか。

大臣官房管理室室長補佐 はい。

高橋委員 3ページです。「協働」という言葉、使われています。「また」というところから「行政官がそれぞれの特性を活かして協働していくことが望ましい」と書いてあるんですが、我々の言葉だと協働は行政と行政以外の人と、という形で使う場合が多くて、これは行政内部の人たちの話ですので、協働というとなじまないと思います。はやりの言葉ですが、ここであえて協働というはやりの言葉を使わなくてもいいのではないのでしょうか。ここは単純に協力にしていた方が抵抗感はないと思いました。

大臣官房管理室室長補佐 国立公文書館と内閣府の分担が、現行では公文書制度の企画・立案を政府部内が行って、実施事務を独法の国立公文書館が行っているという分担関係がございます。ですので、早期の法改正なしに実現する場合には、政府部内において公文書館制度を所管するとか、あるいは政府内において、歴史的公文書の移管について責任を持つ内閣府が等という表現を加えさせていただくと。

高橋委員 そうですね。その方がわかりやすいです。

さらに、皆さんが考えられている間を使って、もう少し指摘させていただきます。

8ページのホ)ですけれども、今までも移管に関する意見を言うことができるんですか。

大臣官房管理室室長補佐 移管に関しては、国立公文書館法の方で、一応あります。

高橋委員 今回、資料がありましたね。

大臣官房管理室室長補佐 一番最後のところでございますけれども、第15条の第2項で、内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史資料として重要な公文書等について保存が必要であると認めるときは、国と機関との合意により移管を受けることができるという規定がございまして、この規定に基づいて、実際の移管協議の過程で、内閣総理大臣の方から各省庁に対して、この文書を移管してくださいという書面を交付して、その上で移管を受けるという仕組みに、今、なっておりますので、その過程で移管をせずに廃棄するという場合については、その廃棄をやめていただきたいということを言った例はないんですけれども、恐らく当該文書については移管を受けたいというのは、裏を返せば廃棄してくれるなということを含んでいるだろうなということなので、そういうことも言うような手続を整理するということが考えられるのではないかとということです。

ですので、移管してくださいという意見とともに、移管ができない場合についての廃棄するという場合については別途協議していただいて、内閣府の意見を聞いていただきたいというようなことが言えるような手続を加えるということで、一応中間書庫に移ってきた文書については、廃棄の最終的な権限が各府省にあるんですけれども、内閣総理大臣が公に廃棄に対して一応の意見を言うということを整備してはどうかということで考えたわけでございます。

高橋委員 確認ですが、移管に関する申し合わせの中に、現行ではそういう意見を入れるということが書いてあるんですか。

大臣官房管理室室長補佐 移管の申し合わせの中というよりは、移管の手続の中で、順を追っていろんな協議をしたりとか、申し出があったりとかということで、国立公文書館と内閣府

の方から各府省の方に御通知申し上げる中のスケジュールリングの中に、そういう過程が書き込まれていまして、その中で内閣総理大臣からの意見というのが、一応事務連絡のような形で明記はされています。

ただ、移管基準の中には直接出てきていないんですけれども、移管の実施に当たっての事務的な事務連絡の中で、一応内閣総理大臣からの意見というものがあります。同じような位置づけで、廃棄に関しても、内閣総理大臣の方からの意見というものを位置づけることが可能ではないかと、移管基準の改正によらずとも、その中で位置づけられるのではないかとということでございます。

高橋委員　そうすると、事実上の手続ですね。

国立公文書館次長　それでは、現在どういうふうになっているかということをお願いしたいと思います。今回の資料の56ページのところに、先ほどから焦点になっております国立公文書館法の15条の話がございますので、15条を見ていただきながら御説明をさせていただければと思います。

実際の手続といたしましては、各府省から移管の申し出がございまして、これに対しまして、内閣総理大臣、つまり内閣府から国立公文書館の方に移管の申し出に関する意見を聞くということで、15条3項の意見を聞くこととなっております。

その際に、私どもの国立公文書館の方から、通常の場合、移管の申し出があったものについて必要がないということにはございませんので、3項の意見を聞かれたということで、移管の申し出があったものについては、これを適当であるという旨のお答えをすることとなっております。

その一方で、移管の申し出のなかったものについても、ほかにないのかということで、私どもが各府省の御協力を得まして、実際に、現在は情報公開法等はございますので、ファイルがつけられておりますので、ファイルを見せていただいて、任意でございますけれども、場合によっては文書自体を協力していただいて、見させていただいて、これについて移管が適当であるという協議に入らせていただきます。移管の申し出のなかったものについても協議をさせていただくということで、そしてお話を各府省との間に事実上させていただきまして、各府省の方で御協力をいただけるということで、移管の申し出の追加をお願いするというような手続をしております。

そういったのが現在の状況でございまして、そうしますと、今度は中間書庫に入ったものについては、どういうふうにしたらいいのかということでございますが、確かに中間書庫に入っている文書というのは、各府省の文書であり、法的な所有の主体というのは各府省でございますが、中間書庫に入るということは、その中の重要なものについては、最終的に国立公文書館に移管することが十分考えられるものでございますので、これについては、移管することなくまた各府省に戻してすべて廃棄をするということでは困る場合もございます。

中間書庫の段階において、評価選別を行う運営の実務の主な役割を国立公文書館が果たす、ないしは各府省に御協力をするというのであれば、既に各文書についてある程度見ておりま

すので、私どもからすると、国立公文書館から専門的な知見を申し上げる機会を設けていただきたいということでございますので、本当を言うと、できたら内閣府の方で意見に基づいた形で内閣総理大臣の方から廃棄してくれるなというようなことを述べるような仕組みというのが必要なのかなと。有用なことは、ここに書いてあるのかなと思います。

ただし、これについて、法改正によることなくという部分がございまして、そうするとアナロジーといたしまして、現在の移管文書と同じような中間書庫に既に入っている文書について、同じような意見を述べるような仕組みなのか手続なのか、しかもそれをどういう形で確定させていくかという議論はあるかと思いますが、同じようなことをやれるような手続を整備していただくと。そうしないと、せっかく評価選別したにもかかわらず、各府省さんがまた戻してすべて廃棄ということでは困ります。

高橋委員 その必要性を私はまったく否定していません。ただ、その制度をどのレベルで仕組むかという話を、今、明らかにしようとしているわけです。

つまり、申し合わせの中にそういう手続をインプットするのか、それとも今までどおりのようにするのが問題だと思います。私が思うに、スケジュール表というのは、多分事務処理要領のようなものではないでしょうか。

大臣官房管理室室長補佐 そうですね。レベルとして事務連絡ということで各府省にお配りしているわけですが、形式的に言うと非常に軽いものなのですが、実際にこういうことで移管協議の過程で廃棄ということ各府省が申し出た場合に、内閣総理大臣からの意見という1つのステップを区切れるというのは、かなり各府省にとっても重要なことなので、事務連とは言え、事前協議が必要な手続ではあると思いますが、従来、細かな部分の移管に至る過程での手続的な部分については、事務連絡で済ませて、移管基準の方には入れていないということがありますので、それとの並びで考えると、今回の廃棄についての意見の申し出についても、事務連絡のレベルで各省庁と一応御協議するのかなというイメージでございます。

高橋委員 結構ですが、ただ、そういうのは今でもできるということを別に書かなくてもいいのかなと。今までも別の形でやってきたので、同じように法制上もできますというようなことがあれば、もっと明確かなと思いました。

大臣官房管理室室長補佐 つまり、それは移管について各府省等に対して意見を述べることと表裏一体のものとしてということなんです。

高橋委員 今までも、移管について必要な文書を移管するという意見を言ってきたのであるから、それと表裏一体のものとして廃棄するなということについても、法制上、制度変更なく言えるはずだということを書いていただいた方が、より説得的かなと思いました。

大臣官房管理室室長補佐 わかりました。

国立公文書館次長 新たなものをつくるのではなく、今までの中で築き上げられた信頼関係の延長線上にこれがあるというような感じの方がわかりやすいかなと思います。

高橋委員 その表現はお任せしますので、その辺を書いていただければと思います。

後藤座長 私も確かめたいんですけど、今年度から移管のやり方が少し変わったんです。

閣議決定は直さなかったけれども、ほかの2つの申し合わせは直して、今年度やっているわけですね。

ですから、閣議決定自体を動かすかどうか、検討の余地はあると思いますけれども、今度のような運用の変更で、新しいこともできるようになる。そうやって少しずつ移管のやり方も改良していった方がいいわけですね。

国立公文書館次長 はい。

後藤座長 改良の余地があるんだという指摘をむしろして、しかし法制度とか大きく直さないでも、特に新しい法はつくらなくてもできることをはっきりさせる。

そういうことだけれども、新しい仕組みはどんどん必要に応じて加えていく。そういう書き方がいいのではないかと思います。

瀧上委員、お願いします。

瀧上委員 まず、当面の対策の方なんですけど、当面5年程度の措置ということで掲げられていますけど、今日、昼のニュースを見て、今日、行革推進法が閣議決定された。公務員の5年5%純減というようなことも、今後5年間なんです。そういった厳しい状況が別途ある中で、その5年間でこの中間書庫を実現しようというためには、これは研究会での話なのか、政府部内の折衝の話なのかわかりませんが、やはりどの程度の業務量が増えて、そのどこをだれが負担するのかということが、かなり議論になると思うんです。

ここの報告書の2ページのところの「さらに、厳しい財政・定員事情、行政効率化の流れの中であって、中間書庫システムの導入が、各府省等に対して更なる業務上の負担を強いるものではなく、逆に府省等横断的な文書管理の集約化による各府省等の文書管理コストの削減や、文書探索の容易化等の業務の効率化を実現するものとなるよう、十分に配慮した」。ここの文章は、研究会としての、こういう前提に立って自分たちは議論したということを行っているんだということなんですけど、ではこの検討結果の個別に書いてある中身が、各省庁に対して更に業務上の負担を強いるものということになっているかいないか。その場合に、公文書館なり内閣府と各府省との関係というのが、個別のところはどういうふうに整理されているのかというのが、この中でいくと、いろいろな基準をつくるとか何とかという話があるんだけれども、具体的にこの運用とかシステムの中で、実際に運用するに当たって、各府省が担当するのと内閣府、公文書館が担当する仕事の分担というのは、必ずしもはっきりしていないような感じをもっています。この厳しい状況の中で各省庁に対してさらなる業務上の負担を強いるものではないという前提でこの研究会をやったということであれば、ここに書いてある仕事というのは、どこがどうやってやるのかということをお明らかにすべきですね。

ただ、現在、各省庁は公文書館への移管ということで、30年の文書の区分けということをやっていますけれども、今度は中間書庫に移管するということについて、新たな業務が付加されるのではないかと、特に各省庁に置かれる書庫も活用するということもあるので、そういったことも含めて、総論のところ、各府省に対して、さらなる業務上の負担を強いるものではないと言っていることと、実際に個別に書いてあることが本当にマッチしているのかどう

か、そこは大丈夫なのかという点が、まず1つ気になりました。

それから、これは研究会の話かどうかはあれですけども、これを5年間ということになれば、具体的にこの研究会の報告の後、政府部内でどういうふうな道行を考えておられるのか、その点も併せてお聞かせいただければと思います。

大臣官房管理室室長補佐 まず、1点目の御指摘でございますけれども、基本的に検討結果の各論の中で、中間書庫で行う業務というものを一応整理しました。運用業務の内容ということで、5ページの二)でございます。

この「中間書庫においては」というのは、言い換えれば、中間書庫の職員がこれだけのことはやりますということでございます。

共用型施設をとる場合については、一応内閣府に附属するという表現を入れてございますので、それは「(2)当面早期に実現すべきシステム」の柱書きの第1段落の3～4行目です。「内閣府に附属する府省等横断的共用書庫」と書いてございますので、まず、内閣府に附属する府省等横断共用書庫の職員は、内閣府の職員という位置づけになると考えておりました、そこで行われる業務については、基本的には内閣府の職員、ないしは内閣府から委託を業務委託を受けた国立公文書館の職員が行う業務になると考えております。次に、併用型でございますから、共用型の書庫を利用しない府省等においても同様の基準で集中管理をやっていただくということでございます。それにつきましては、場所のところのただし書きで書いてございます。

「ト)集中管理の場所」の「ただし」ということで、そこについては「専門家及び十分な研修を受けた行政経験者等を派遣し、その運用に当たらせる」ということでございますので、府省等における集中管理、個別の府省書庫を利用する場合にあっても、人的な資源については、基本的に内閣府または国立公文書館から派遣する者が主に負担するということを想定しております。

更に付言しますと、業務内容のところの一番最後の方に付け加えたと思いますが、行政文書ファイルの名称が統一的な基準に付与されていることが望まれるということで、つまり中間書庫で受取った後の業務については、基本的には各府省にマンパワー的な負担等かからない仕組みにできればと考えておりますが、その受け渡しの段階でできるだけファイル名の付け方などに工夫していただくというような程度の負担については、是非、御協力いただきたい。済みません、ちょっとばらばらに書いてあるので非常にわかりづらいのですが、事務局として想定しているのは、大体そのようなことでございます。

瀧上委員 中間書庫に移管するための選別というか、そこはある程度基準で客観的に、もう機械的に各府省としては、現在30年の文書をどうするかというような判断の業務までの負担にはならないというような考え方ですか。

大臣官房管理室室長補佐 義務的に持ってきていただくという意味では、定型的基準に該当するというもので、それについては、できるだけ義務的に移送してほしいということですが、それはまさに瀧上先生がおっしゃったように、これから政府部内でどういう移送の基

準にするかというところの御議論だと思いますが、できるだけ客観的、機械的な基準を導入することによって、各府省の業務負担にならないように、その辺については意識しながらやっていきたいと考えております。

その流れでございますが、一応本報告書をいただきましたら、4月20日に官房長官の懇談会の方に後藤座長の方から御報告がある。6月の上旬にもう一度懇談会が開かれて、そこで懇談会としての官房長官への報告書が決定されると思われま。

その後、正式には政府部内における移送基準なりについての協議、あるいは共用施設に参加される方もありますでしょうし、各府省等の書庫を活用されるという方もいらっしゃいますでしょうし、そういった協議につきましては、事務的に、これは各府省にとってもかなり重大なことだと思しますので、なるべく各府省等の御意見を拝聴して、移送基準の内容等について現実的なものにするような協議を、夏以降続けていく。それは、内閣府が主管として各府省と協議を進めていく予定にしております。その前でも、事務的にはいろいろと各府省からの御意見があれば賜るような機会は設けたいと思っておりますが、正式な流れは、今言ったような流れになっております。

瀧上委員 いずれにしても、こういう厳しい中でこういう新しいことを始めようといったときには、政府部内、折衝の今後の道行を考えれば、やはり具体的なメリットがあるということをはっきり実感されるような形で、更に負担を課すものではなくて、更にこういうメリットがあるんだ。やはりそのメリットのところを理解してもらおうということは前提だと思しますので、そこがはっきりしていればいいのではないかと思います。

後藤座長 ありがとうございます。

牧原委員 今の点ですけれども、表現の問題だとは思いますが、まったく新しい業務が増えないということは、恐らくはないと思います。勿論、中間書庫に委託することによって業務が減る分もあるということもある。それは同時にメリットだということです。

といたしますと、やはりさらなる業務上の負担を強いるものではなくとまで言い切るのかどうかということが実問題となるわけです。例えばさらなる業務上の過重な負担を強いるものではなくという言い方はできるだろうし、あるいは強いるというのは、各府省が協力するならば多少業務の負担が増えてもやむを得ないけれども、協力しない者に無理やり課すものではないという意味合いであるならば、これでもよいのかもしれない。そういった点の表現をもう少し工夫ができるのではないかと思います。

それと、1点私からの質問なんですが、45ページの「各省庁現用文書推計調査結果概要（速報）」というものを付録で付けているということになっているわけですが、このことの意味ですけれども、既にこれ自体はホームページに資料として恐らく公表されているのだということです。

大臣官房管理室室長補佐 はい。

牧原委員 そうだとしたときに、ここにこれを付けるのは一体どういうことなのかということで、もし付けるならば、速報ではかなりダイジェストになっているんですが、もう少し調査

結果の概要部分をふくらませたものがないのかということ。この点はいかかですか。

大臣官房管理室室長補佐 これ以外に、もうちょっとふくらんだ概要版というのは、特に作成していないんですけれども、そうすると本体になってしまう。本体だと100ページを超えてしまうので、もう少し詳しい資料をと。この資料を付ける意味というのは、一応18府省のうち何省庁が書庫不足になりそうだというようなことが示されているので、報告書の附属資料として付けておいた方がわかりやすいかなという趣旨なんです。新たな情報性を付加するという意味では、確かにホームページに載っているのでも、余り意味がないんです。

牧原委員 例えば「『中間書庫について』」というQ10のどういう答えがあったかということとか、Q8の「歴史資料として重要な公文書の保存」についてどういう答えがあるかということなどを詳しく載せる。幾つかの質問に関しては、詳しく載せることによって、この中間書庫がいかに必要であるかということの論拠にはなるだろうと思います。

大臣官房管理室室長補佐 わかりました。全文掲載という形ではなくて、その幾つか、この研究会の御議論に関連の深い部分について、抜粋したような形で工夫させていただきたいと思います。工夫したのも御送付して御意見をいただきたいと思います。

後藤座長 どうぞ。

富永委員 話を戻すようで申し訳ないんですが、先ほど高橋先生が御指摘されました、8ページの「ホ）廃棄決定への関与」の部分ですが、先ほどもお話がありましたように、これは既存の国立公文書館法で行っている枠内の話がここに出ている。その確認なのか、あるいはこれを改良していく、ステップアップさせるための布石として置いているのかということがあると思うんですけれども、前回の研究会で、国立公文書館になかなか歴史的に重要な文書が来ていないというのがそもそもの研究会、懇談会の出発点だったということで、その実態を数字でいただけないだろうかとお願ひしたところ、その後調べたものをいただいて、これは他の委員の先生方にも配布されているのですか。

大臣官房管理室室長補佐 事前にメールで配布しております。

富永委員 せっかく、数字という形でいただいた資料ですから、もしかすると実態というものに新しい光を当てるものかもしれません。そこで、これについての説明もお願ひしたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

国立公文書館統括公文書専門官 資料の説明ですか。

富永委員 もし、今、用意が必要であれば、休憩後でもよろしいんですけれども、せっかくお願ひしてつくっていただいた資料なので。

後藤座長 休憩後に。

富永委員 お願ひいたします。

それと、済みません、細かい点で申し訳ありませんが、9ページの上の方に「ハ）安全性の確保」ということで、中間書庫の施設面でのスタンダードといったことを示してあるんですけれども、これは各府省で中間書庫的に文書を保管する場合にも、このスタンダードが適用されるのだ、ということをごどこかに書いておかないといけないのではないのでしょうか。つまり、ダ

ブルスタンダードになってはいけないと思うんです。中間段階での文書の保管が大事であればこそ、それなりの手当てをするわけで、それは各府省にあるものについても同じであるということが担保されないと、どこかで矛盾してしまわないかなと思います。

大臣官房管理室室長補佐 わかりました。それであれば、むしろ柱書きか何かに、以下の論点におけるものについては、共用書庫か府省別書庫の区別なく適用されるべきものであると柱の方に入れておきましょうか。そうすれば、全部がかかってくる。

大臣官房管理室長 では、座長の代理で菅野委員どうぞ。

菅野委員 2 ページのところにあります「3 検討結果」の(1)のタイトルでございますが、2 ページの上から5 行目のところにありますような「中・長期的に目指すべき理想的な中間書庫システム」という言い切りでは問題がありますでしょうか。(1)と(2)を理想型と当面実現すべきであるという段階的な分け方での記述ということを目指されているとすれば、その標記もそのような表現の方がよりわかりやすいのではないかなと思うんです。あえて(1)で「について」というふうにお書きになっているのを「のシステム」。そうしていただきますと(1)の中の文章の各パラグラフの最後のところに「適当である」「必要がある」「望ましい」「努めるべきである」「整備すべきである」という論調の中で「適当である」とか「望ましい」というのは弱い感じがするんです。特に「望ましい」というのは、非常に弱い表現のように思うのですが、その辺は各文脈ごとにあえてお変えになっているんだと思うんですけれども、理想的なシステムという(1)に関しては、かなりしっかりと断言していった方がインパクトがあるのではないかな。その代わりに、(2)に関しては非常に現実的なことに関して、現実的に対応できるいろんな配慮が組み込まれているという表現にするというような、非常に表現上の細かいお話で恐縮です。

それと、先ほど瀧上先生がおっしゃいましたように、この2 つの中でそれぞれの省庁、内閣府、公文書館の在り方とか分担業務、意思決定、その手のことがもう少し図なり、表なりに表されていて、それが理想型と当面実現すべきシステムではどう変化していくかというような図解はお考えでいらっしゃいますでしょうか。多分、座長の御説明の際におつくりになるパワーポイントのレベルでも構わないかなと思うんですけれども、そういうものをこれに入れることが可能なのでしょうか。こういう報告書にそういうことがふさわしいのかどうか私はわかりませんので、もしそういうものがあれば、非常にわかりやすく、各省庁からも御理解をちょうだいできるのではないかなと思いました。

申し上げるだけでお仕事が増えてしまうかもしれませんが。

大臣官房管理室室長補佐 それは可能です。パワーポイントで理想型と早期に実現すべきシステムとそれぞれつくって、見れば対比ができる形の図のようなものは、それほど難しくないと思います。ですので、これも参考資料ということで、添付する方向で、作成後、メールか何かで御送付して、委員に見ていただきたいと思います。

後藤座長 やってみますか。

大臣官房管理室室長補佐 はい。

瀧上委員 今の理想型のところの確認なんですけれども、4ページのところの理想型の最後のところですよ。

現行の国立公文書館法の改正や文書管理法の制定といった法整備も検討すべきであるということになっていますが、非現用の文書に限って国立公文書館法の改正については、ここで議論したことはあるんですけれども、文書管理法自体は、国立公文書館法の改正の中身いかんによってこういったものが必要なかどうかということで、あらかじめ文書管理法ありきということではないと思います。

ですから、公文書館法の改正は検討すべきだと思いますが、文書管理法というのは公文書館法の改正の中身がどうなるかということでも、更に必要かどうかということになるので、文書管理法まで「べきである」という議論をここで詰めて内容の検討をした覚えはないと思うんですけれども、ここはここまで言ってしまっているのでしょうか。

大臣官房管理室室長補佐 文書管理法はさまざまな方面から指摘がありましたので、一応文書の中には入れておきました。確かに、ここで具体的に文書管理法についての御議論がなかったという経緯はそのとおりかと思ひまして、かつ表現的にも「すべきである」とやや強い表現になってございますので、ここはどうでしょうか。

後藤座長 制定すべきとは書いてないんですね。普通の言葉で言うと、文書管理法のようなものということなんですね。やはり理想型ですから検討はやってもらった方がいい。

高橋委員 今までのいろいろな所々の議論で、文書管理法のようなことについてもいろいろ議論になっているので、あえてここから落とすと逆に検討会は要らないと考えたと取られかねないところもありますので、「や」というのでつないでいますので、落とすところまでは必要ないのではないかと。もうちょっと必要な場合にはとか、いろいろワンクッション置くべきだという考え方はあるかもしれませんが、取ってしまうと逆なインパクトになってしまうので、そこは文章を工夫する形で少し御検討いただければなと思います。

牧原委員 文書管理の共通基準というのは必要だということは、既に言われているわけですね。記録保存のための文書管理の統一基準が必要だと。それが法律という形式をとるかどうかというのはまた別途議論できるということは、少なくともそれは議論をしていることにはなっていると思いますので、要は、ここは段階的に考えていくような問題だと思いますけれども、私もそういう意味で、最終段階として文書管理法の制定といったものを、理想的な中間書庫の運営の場合にはあり得るといえるのではないかと思います。

大臣官房管理室室長補佐 国立公文書館法の改正と文書管理法の制定との間に、やや段階差があるというのは、瀧上委員の御指摘のとおりだと思うので、その表現を変えて、一応文書管理法という記述は残しますけれども、ワンクッション置くような形で文章を工夫して、また各委員に見ていただくようにしたいと思います。よろしいでしょうか。

牧原委員 法整備という言葉がかなり強いので、例えばここを制度設計とかという言葉にすると、もう少しやわらかくなるのかなとも思うんです。

大臣官房管理室室長補佐 はい。

牧原委員 2ページなんですけれども、第2段落で「研究会においては」という文章は、段落で1つの文なんですけど、普通に読むと、まず「既存の法律や制度にとらわれず」と最初にあるにもかかわらず、後段の方で「各府省による行政事務の分担管理体制という我が国の現行の行政システム等を踏まえ」となっていて、一見矛盾するように見えるんです。これは何が原因かという、前段が理想的な中間書庫システムを想定したということで、後段は当面5か年程度の検討という、そこは切れているので、この文はやはり「中間書庫システムを想定しつつ」で一旦切った方がいいのではないかと思います。

大臣官房管理室室長補佐 はい。では、2つに分けた形にしたいと思います。

牧原委員 それと、6ページです。これもまた全然別の話になりますが、集中管理の場所というところで、独立の共用施設の場合と、各府省との書庫スペースを活用する場合と2つ出しているところなんですけれども「ただし」のところ、府省等の書庫を活用する場合について、ここで一定の提言をしています。

やはり、集中管理である以上、私は府省で集中管理が不可欠であるということが前提ではないかと思うのですが、ヒヤリングの中で府省でさえ集中管理を行っていないところがあると知らされているんですが、やはりそれではこのシステムは達成できないのではないかと思うのですけれども、この点はいかがでしょうか。それでもいいというところで議論することはできないのかもしれませんが、その点は、私は府省での集中管理はやっていただきたいということは入れてもいいのではないかと思います。

大臣官房管理室室長補佐 つまり、この中間書庫型の管理というものを実行あらしめるためには、まず各府省の官房等が省内の文書管理について一定の集中的な管理を行うことが望ましいということと言えるかと思います。それは、つまり効率性の観点からしても、部局からばらばらに中間書庫にいきなりくるのではなくてという共用型の場合を考えた場合、前裁きの官房の方である程度の集中な管理を行っていただく方が望ましいということと言えるかと思いますが、それを一応入れた方がよろしいでしょうか。

国立公文書館次長 確かに、このパラグラフなんですけど、いろいろたくさんものを盛り込まざるを得なかったところがあって、検討の内容がいたりきたりしているところが、まず、あるのだろうと思うんです。

このパラグラフについて言うと、独立の共用施設と各府省の書庫スペースを活用する場合、2つで考えられるということをお願いしたいのか、それとも独立の共用施設をなるべく原則としたということをお願いしたいのかわからない。

それから、現下の厳しい財政事情に配慮する場合という意味が、言いたい趣旨は勿論役人でございますからわかるんですけども、まさか配慮しない場合というのがあるとは思えないですし、では、共通基準での運用というのは、共用施設であれば当然、共通基準でなければどっちにしろ運用できませんから、それは当たり前の話なので、どちらかという、共通基準だとか集中管理が必要なのは、併用型の場合、各府省の書庫スペースを利用する場合が必要であろうということで、実はいろんな配慮と盛り込みたい内容をすべてこの文章に盛り込

んでいるところなので、場合によってはこれを幾つかに分けるか、ないしは順番を変えるかして、その辺を整理していただいた方がわかりやすい。

ただ、余りに整理し過ぎますと、意図が明確に表れ過ぎまして、予算面だとか各府省の削ったところでいう心理的効果の話にかちっとくる部分があるかもしれませんので、その辺は順番と表現の仕方を工夫いただいて、整理していただければなど、公文書館の方も入れた文章でございました。

後藤座長 原則的には、これでわかると思いますけれども。もうちょっと基本的に各省庁内の施設を利用する場合、また幾つかの省庁のものを集めたものをつくる場合、どちらにも共通基準が必要なわけで、集中管理をするということですね。各省庁の余ったスペースを利用する場合にも、もうそこでは各省庁内のものは当然そこへ集まっていることは前提です。集まってこなければ、大体そういうスペースを設ける必要もないわけですからね。

ですから、その辺は初めからの、ここの部分だけではなくて、全体の流れを見ると、基本的にその整理はついていると私は思いますけれども、もし表現の工夫があって、趣旨がもう少しわかりやすく直せるということなら、工夫していただければと思います。

高橋委員 済みません、私はまだよくわかっていないんですが、集中管理といった場合、これは権限の話なんですか、場所の話なんですか、一般的にこれまでは権限的なことを考えてきたと私は思っていたんです。そうすると、各府省で集中管理という話であれば、もともと各府省は自分のところは権限を持っていて管理をしているわけです。そうすると、この場合は、場所の話なんですか。

後藤座長 6ページは場所ですね。

大臣官房管理室室長補佐 集中管理という場合に、場所の概念と権限の概念がやや混在しているところがございますが、まず権限について言うと、省庁内での現行の文書管理の実態を見た場合に、各部局がそれぞればらばらにやっているという意味での分散型というようなとらえ方ができると思うんです。

今回の中間書庫については、中間段階の文書については少なくとも、そういったまず各部局ばらばらの分散管理というものについてはやめて、何らかの形の集中管理に移さなければいけないということです。

その場合、併用型でいけばオプションが2つある。1つは共用施設を御利用いただき、そこで集中管理を行うこと。もう一つは、各府省で余っている書庫スペースを使って、そこで部局から集中してきた文書についての集中管理を行うという2つのオプションがある仕組みを考えている。

それは、恐らく権限という意味においては、共用施設で行おうと、各府省の書庫スペースで行おうと同じ基準で行うことになるということになるかと思えます。

ですので、この場合に集中管理といった場合は、権限的に言えば各府省の更に各府省内で部局分散的にやっているものに対しての集中管理という意味合いになってくるのかなと考えます。

高橋委員　そういう意味では、法令上の権限ではなくて実際上の管理ということですね。

後藤座長　それでは、ちょっと休憩を15分ほどとらせていただきまして、再開後にまた御意見を伺いたいと思います。では、15時40分まで休憩ということにさせていただきます。

(休 憩)

後藤座長　それでは、再開します。

先ほど富永委員の方から問題提起がありました「平成16年度移管計画関係資料」がお手元にあると思いますが、これについて国立公文書館の方から解説をしてください。

国立公文書館統括公文書専門官　御説明させていただきます。

一番最初に書いてあります、ちょっと小さい字ですが「H16年度保存期間到来文書ファイル数」と書いております。平成16年度末までに保存期間が到来するものということで、平成16年度のところでは88万ファイル。今年度はもう既に実際の移管業務が大分進んでおりますが、平成17年度末ですと109万ファイル。

現在の移管制度になったのは平成13年度になるわけですが、おおむね各年度100万ファイルが保存期間が満了するという感じかと思えます。

そして、このファイル数につきましては、我々もなかなか全体像がつかめなかったんですが、官邸ホームページ等に出ている、これはe-Govのところの各省の現用の文書、行政文書ファイル管理簿の数としては、トータルで1,500万ファイル位だったと思いますが、そのうち、約百万ファイルぐらいのものが、その年度、その年度で保存期間が満了してくるということになります。

保存期間満了日は、通常ですと、3月31日というのが多いですが、省庁によっては、作成した時点からの換算で、年度の途中で保存期間が満了するというのもあるわけがございます。その保存期間が途中で満了すると、通常ですとその時点で、廃棄か移管かという選択になりますので、申し合わせの中でも、事務連絡等の中で移管の協議が整うまでは廃棄しないでくださいというのを申し入れているわけです。

この年度でいうと、平成16年度末までに88万ファイルの保存期間が切れますので、その中で、移管する、廃棄する、あるいは延長するという3つの選択肢があるわけです。

それで、各省から出てきた次の4,433ファイル、これが各省から当初の9月末の時点で申し出られています。懇談会の報告がありましたから7月だったかと思いますが、6月から7月ぐらいの時点で、移管に関する主管課長会議を開催しまして、移管の申出を各省庁にお願いしております。

今年は、これが新しい移管基準になりましたので、10月の末にしたわけです。これに対して、4,433ファイル入ってきましたが、これは実は9月末といいながらも、なかなか各省庁全部出そろえるのは遅うございますので、昨年ですと、結構遅れまして、総理から国立公文書館に意見の照会、先ほど先生の方からもあった、意見の照会はどうなるのかというのがございましたけれども、昨年ですと、総理から国立公文書館長に歴史資料として重要な公文書等の申出についての意見の照会が求められたのが、11月18日付でございます。11月18日付で、4,43

3 ファイル各省庁から出てきたけれども、国立公文書館としては、先ほどの国立公文書館法 15 条 3 項に基づいて、公文書館長の意見を求めると、いかがかというふうに言われます。

もう一点は、4,433 ファイルにはないけれども、保存期間が到来する 88 万 4,000 ファイルのうち、公文書館として必要と考えるものが何かあれば意見を述べよというのが、総理から館長あてに出てまいりますので、それに基づいて国立公文書館として意見を申し上げます。申し上げますために、次の欄である各省への照会というのに入ります。

各省に照会するというのは、要するに 4,433 ファイルは、そのやりとりの中で必要でしょうというのが通常出ていくわけです。今までこういった申し出があったものに対して、国立公文書館でこれは移管の必要はないと思いますというのは、新しい平成 13 年度からの移管システムになってからは、まだございません。

すると、88 万ファイルのうち、どんなものが必要かというので、平成 16 年度の移管計画におきましては、1 万 3,000 ファイルを照会したというところがございます。このときですと概ね 1.5 % ですね。大体 1 万ファイル強ぐらいをやっていますので、100 万ファイルぐらいの保存期間到来があって、その中で 1 % 強のものを照会しています。

そうすると、この照会の結果実際に入ってきたのは、次の 669 ファイルなんですが、1 万ファイルを照会して、600 しか入らないのかと言われると、これは数字的には非常に小さく見えるわけですが、実は照会というのはここにもありますように、すべて大切なものかどうかというのは、我々はわからないわけです。研究会報告にも書かれているファイルの名称を的確にというか、わかりやすい名前を付けてくださいというのは、それがなかなか見えませんので、それで照会をします。

すると、保存期間あるいは名称から見て、歴史資料として重要な資料ではないかということで照会するのですが、各省においては、実は、いわゆる開催通知とか、そういったものでございますので、歴史資料として、これが本当に適当なんですかと。そういったやりとりがあるわけです。

あと、この時点においては、まだ各省も文書管理規則ですと、通常は 3 月 31 日に保存期間が切れたところで、廃棄するのか、移管するのか、延長するのか、それを決めればよいという状態なわけです。

にもかかわらず、ここでは 9 月の末に回答してくださいと言っているわけですから、すると、7 月、8 月の時点で、その年度が終わった後どうするかというのは、もうここで確定をしてくださいと。そういった延長するものは保存期限満了のファイルに印を付けてくださいとお願いをしているんですが、すべての 88 万ファイルに対して、移管か延長か廃棄かというのが明確に決められているわけではございません。

そうすると、やりとりをしていく中で、次の延長等のファイルというのが 1 万 2,000、これは逆に言えば、1 万 3,000 から 669 を引いた残りでございますが、この延長等というところで、やりとりをしていく中で、これは重要ですねと、おっしゃるとおりですと、それだったらまだこれは保存期間は 3 月末に切れるけれども、まだ廃棄というのを決めているわけではな

いのでそれは延長しますと、そういったものが結構多くなります。

今、言った照会した結果、歴史資料として重要ではないというふうにお互いに見られるものは廃棄になるものもありますし、逆に延長とは特に書いていなかったんだけど、そのやりとりの中で延長になるというものがあると。

そうすると、今、言ったようにファイル名だけしか見ておりませんので、それで今年度の移管から懇談会の報告を踏まえて、移管基準を改正していただき、国立公文書館の職員も内閣府の職員とともに各省に行って現物を見させていただくという形になってきましたので、いわゆる評価選別が非常に的確に行われる仕組みはできてきたということになってきています。

そういったところで、延長等ファイル数というのが、いろいろ雑多のものが入っているというのは、お含み置きいただければと思います。

それで、平成 16 年度、昨年度の移管計画ですと、これはファイル数で 5,102 ファイル、冊数としましては、ファイルと冊の概念がちょっと違いますが、移管計画で入ってきたのは、7,924 冊が入ってございます。

それをもうちょっと敷衍させていただきますと、入ってくるのは 4 月の末ぐらいです。ですから平成 16 年度移管計画に基づいて、平成 17 年 4 月の末につくば分館の方に現実に入っています。それを受けまして、つくば分館で薫蒸とか、目録をつくりまして、今度はそれが公開できるか否か、館の利用規則に基づく個人情報、法人情報、国の安全、この 3 つの公開を制限する情報があり得ますので、それを確認の上、公開、要審査公開、非公開という 3 つでございしますが、この区分を決定しまして、目録を公開すると。現実には、この部分は 3 月 1 日付で、目録はまだ冊子の状態でございますが公開してございます。

ですから、1 年以内に、実際に 10 か月ちょっとぐらいで移管資料が公開されています。

あとは、少し経ったところで、目録データベースということでインターネットでも検索できる、これは新年度になって間もなくぐらいになるかと思えます。以上でございます。

後藤座長 これは、平成 16 年度ですね。新方式というのはいつからですか。

国立公文書館統括公文書専門官 17 年度です。

後藤座長 今年度ですね。ですから、これは 1 年前の実績ですね。

国立公文書館統括公文書専門官 前回、富永委員から御指摘があったとき、17 年度は、まだ途中なもので、ちょっとこれはお出しできなかったんですが、それで 16 年度で出させていただいて、数的にはそんなに大きな変わりではございません。

富永委員 どうもありがとうございました。数字だけをながめていても、具体的な流れがなかなか想像できなかったものですから、大変よく理解できたような気がします。

それで、質問をよろしいでしょうか。延長する場合というのが、1 年更新みたいな形ですか、それとも何年というふうな設定になりますか。

国立公文書館統括公文書専門官 各省によって、1 年の場合もありますし、複数年というか、それはそのときの状態でいろいろございます。勿論、移管の対象になるようなものは、主に 30 年とか、今までのものであれば多いわけですが、今はもう 5 年のもの、10 年のものというの

も移管されておりますので、省庁によっては、延長する場合は、改めてすべて、10年のものはもう一度10年延長でやるといったところもあるようでございます。

それで、ファイル管理法は、年度末に見直すことになっておりますので、10年延長しておいて、また結果的にはその前に保存期限を到来させるということも可能ではありますので、見直しをしているようでございます。

富永委員 延長していた場合というのは、延長期間内はまだ保存期間が続いていると解釈して、一回切れたわけではなくて、それは続いていると。

国立公文書館統括公文書専門官 はい、そうです。

富永委員 そうすると、延長期間が切れるときに、また保存期間到来文書のファイルとしてリストに挙がってくるということですか。

国立公文書館統括公文書専門官 そういうことです。

富永委員 わかりました。ありがとうございます。

後藤座長 では、この件はよろしいでしょうか。何か富永委員、感想とかございましたらどうぞ。

富永委員 いろいろ興味深い数字なんですけれども、もうちょっと欲を言えば、このファイルの中身、例えばこれは照会を出したものが3年ものとか、5年ものとか、10年、30年、どのくらいの割合であるのかとか、延長になるものに何かそういった年限的な傾向があるかとか、ちょっとわからないので、この数字をどう評価していいかも、ちょっとわかりづらいんですけども、一応の目安にはなると思います。

ただ、省庁によって数字が、かなり率が違うなというのがあって、これも何か個別の事情があるんだろうとは想像をするんですけども、なかなかこの数字だけからはちょっとわかりづらいですね。

ですから、もし今後、この統計を精緻化されるのであれば、その辺の中身もわかると、傾向と対策というか、引き継いでほしいものがより多く来るといような方向にお互い話し合っている度合いも大きくなるのかなという気はするんですけども、単純に見ると、本当に単純な見方だと、これだけ請求してもこれだけしか渡してもらえないのかというのは、数字をぱっと見ると思ってしまいますね。しかしながら、多分その中身を知って拝見すると、いろんな事情があるんだと思います。その辺のところまでは、ちょっとこの数字では私はわからないので・・・でもありがとうございます。これは面白い資料だと思います。

これは公表されているんですか。

国立公文書館統括公文書専門官 業務報告書ということで公表してございます。このものずばりではございませんけれども、この数字自体は出ています。

富永委員 延長でかなり持つところというのは、自分たちの書庫が大きいところとか、連環性はありますか、何かそんな感じがありますか。

書庫スペースが、あるいはオフィスが満杯で、引き継ぎ率がいいとか、そういうような分析はありますか。

国立公文書館統括公文書専門官　そこまではちょっとわかりません。ただ、この移管制度が変わった時点におきまして、省庁によっては、以前は永久保存のものでございますので、永久保存のうち、原則的には30年以内なんですけど、永久保存のものが10年とか15年、書庫スペースの関係でルーチンに移管してくるといふ資料があったわけです。それが今度は保存期間が満了するまでは、自分のところでまさに持っていなければいけないわけですから、移管したいけれども、移管するわけにいかないという省庁もありました。

それで、平成13年度の移管の冊数が非常に落ちたというのは、そういった事情もあるというのを、マスコミの方にも申し上げたことがあるんですが、移管が激減なんて書かれたときには、省庁によっては、書庫スペースの関係から本当は移管したいけれども、現用文書の間は移管するわけにはいかないという省庁もありました。今までの永久保存というのは、通常だと30年保存にしますもので、30年間は自分が持っていなければいけないと。そういったところはありました。

富永委員　各々の事情がちょっと違うというところもあると思うので、ただ、名前を出していいですか、内閣府が一番優秀です。67.5%は照会したものが国立公文書館に来ているということになりますけど、あとはそれぞれ、それが最高でゼロまであるわけですけども。済みません、印象論でいいんですけども、照会したものが、例えば一冊も来ないという場合は、文書に対するお互いの重要度の認識がかぶっているというふうに見ていいんでしょうか。つまり、国立公文書館がほしいものは現用としても重要であるというような形で、かぶってしまっている？

国立公文書館統括公文書専門官　ちょっと富永委員のお答えにはならないかもしれませんが、通常こういったところは、延長が記述されていい。延長か否かというのが記述されていれば、延長については問い合わせをしないわけです。照会数に入りませんと。延長という記述がなくて、4,433の移管のファイルに入っていないければ、廃棄されると我々は考えます。ですから、照会します。

しかし、今、言ったような8月、9月の時点では、まだ延長か否かを決めていないから記載していないだけで、やりとりをやっていく間に、これは延長しますので、要するに現用文書のままでございますのでというのが、実態としては多いわけです。

国立公文書館次長　年度末に情報ファイルの管理をするようになっていきますので、逆に言うと、日々の管理がなかなかしにくくなっているというか、余りしなくなっているということで、本来ならば、先ほど若山の方から申し上げたんですけども、年度途中で保存期間が到来するというのは、日々あるわけなんですけれども、それらについて年度末に至るまでの間において、我々が照会する段階において既に延長の手続きを取っていただければ、現用文書であることについて我々がどうこう言うことは、ほとんどないわけなので、延長の手続きを取っていただければ、我々は照会しないでいいと。

逆に言うと、我々が照会することによって、それでは延長かどうかを評価選別しようというふうな手続を取られる省庁もあるというような感じだと思っております。

それは、やはり各省のやり方の違いだとか、それはまさに文書管理のやり方のバリエーションがそれぞれ各省によって違う。それは勿論、書庫スペースの分量、容量の話にも影響するかもしれませんがけれども、そういったことが違うので、各省によって、照会ファイル数と回答ファイル数の違いは、個々の事情はいろいろあるということもあるかと思えます。

富永委員 わかりました。本当は、もっと詳しい内容がわからないと議論できない点が多いと思えます。

例えば、保存期間が到来した文書ファイルの中の、どのぐらいが始めから聞けば延長と言われるものであったのか、例えば6割とか7割の比率なのか、だとすれば、照会を出して、100%延長ですというふうなヒット率が高い場合も説明できるかもしれませんが、もしかしたら、お互いに重要だと思うものが、さっき申しましたようにかぶっているという可能性もありますが、これからはちょっと分析はできないですから、その辺はだんだんと統計的に改良されていくといいのかなと思えます。

国立公文書館次長 中間書庫という制度ができれば、またそのきっかけにはなると思えます。

富永委員がおっしゃった、引き継いでほしいものが引き継がれていないのではないかというような話とちょっと関連して一言申し上げたいと思うんですが、5ページのところに「移送の義務性」というのがございまして、定型的な期間基準に該当する公文書、30年以上のようなものについては、移送義務化しなさいという話のほかに、適当な引き継ぎ先がない廃止された組織に関するものがございまして、これはもともと懇談会において、例えば内閣官房等に置かれるような臨時的な組織のことの記述がございまして、こういったものについては、まさに重要な政策決定過程、言わば各省の総合調整に当たるものですから、非常に重要な文章が多数含まれているという感じがいたします。

そういった場合において、中には引き続き別の組織において、現用文書として扱うような場合、それから例えば行政改革のような場合に、国会答弁等で使用する必要がある場合というのがあって、言わば現用文書として引き継がれるような場合は勿論あると思えます。ただ、懇談会の報告にも書いてありますけれども、現用文書として頻りに利用される可能性が低いものというのがあるわけございまして、それについては、本当を言うと、もう少し文章の中に書き込んでいただいた方が、やはり重要な文書が散逸してはならないという観点から、私どももこういったものについては中間書庫に優先的に入れていただければという感じがいたしますが、その辺の文章を工夫していただければと思えます。

実は、筑波分館というのがございまして、そこに一定の区画の中に非常に古い文書がございまして。閉鎖機関文書と言われているものがございまして、実は、在外財産管理だとか、引き揚げの会計の管理、それから一部には満鉄の資料だと言われているものがあるんですが、非常に保存状態がよくなって私どもに移管されているものがございまして。

そういったものについては、まさに歴史的な公文書であり、その中身が、それこそ一枚一枚はがすことが難しいようなものがございまして。財産管理関係ですと、水に濡れたようなものが

ございましたり、ネズミが食ったようなものもございます。

ただ、そういった文書についても、実はつくば分館の方に毎日のように通って調べられている方がおられるようでございますし、まさにこういった戦後においても内閣官房や総理府、内閣府において置かれたような臨時的な組織においては、これが散逸するという事は、やはり政策決定過程の研究というところにおいて、非常な損失となる感じがいたしますので、そういったものについては、やはり散逸防止の観点からも、もう少し文章を工夫していただいて、引き継ぎ先というのが文書の引き継ぎなのか、事務の引き継ぎなのか、それとも実情の引き継ぎなのかというようなことが見えないような文書になっておりますので、できましたら散逸防止の観点とか、重要な記録が多数含まれている可能性といったところを入れていただいて、移送を義務的にするというような文章にさせていただければと、私どもではこの文章を見たところでございます。

富永委員 ありがとうございます。

後藤座長 それでは、関連でもよろしいですし、別の角度からでも結構ですので、ほかの委員の皆さんから御意見を引き続きお願いいたします。

どうぞ。

瀧上委員 個人情報保護との関係なんですけど、懇談会の方で中間書庫への文書の移管を個人情報利用提供規制に絡めては中間書庫の仕組みが動かないということに対して、この研究会で、それはどのように個人情報保護法上考えたらいいいのかということについて、この中で整理しておく必要があるんじゃないかという議論がありました。

そのところは委託、つまり適正な管理を委託するということであるというのが、懇談会で出た問題提起に対する研究会の回答であるということによろしいんでしょうか。

後藤座長 当面、現行法内だと考えて、内閣府が所管するということにして、国立公文書館はその委託の下で仕事をすることです。そこで、とりあえず国立公文書館としては受託側として。

瀧上委員 内閣と公文書館の間でね、各省と内閣府との関係はどうですか。

後藤座長 これについては、どうですか。

大臣官房管理室室長補佐 この文書自体が、個人情報保護への対応ということで記述をしておりますが、こういう個人情報を各府省が持っております。それを含む公文書等を共用型の中間書庫に移送した場合には、物理的な占有については、内閣府の附属機関ですので、内閣府の附属機関の方に移るんですけども、それで取扱いをする者というのは、内閣府の職員ないし国立公文書館の職員ということですので、各府省から共用施設に保有個人情報を移送するに際して委託行為があると。中間書庫の主体というか、職員に対しての委託行為があり、その委託に基づいて中間書庫の職員は、その規制の下で個人情報を取り扱わなければならないという構成になるというふうに考えておりますので、その構成が各省と内閣府という形での委託行為になるのが基本だと思います。

国立公文書館との関係で言えば、業務委託をした場合に、中間書庫の職員並びで同じような

規制をかけると。その場合の委託関係につきましては、法制的にもそういうことになると思います。

瀧上委員 委託の場合には、当然各省庁の管理権に服しますね。開示請求なんかも情報公開と同じように各省が対応するということになるわけですね。そうすると、そこは委託という形で提供ではないということです。

そうすると、今度は受託を受けたところの個人情報保護の体制がちゃんとできているかどうかという問題があります。それで、そのときに委託をする場合に、相手がちゃんと個人情報保護の体制を取っているかどうかということが、また一つのチェックポイントになりますが、そこは内閣府は行政機関、個人情報保護法の対象機関になっていますが、公文書館は独立行政法人の方の個人情報保護法の体制にはなっていますね。

しかし、国立公文書館という事柄の性格からいって、情報公開法と同様、対象文書から非現用文書ということで除かれていますね。

そうすると、個人情報保護についての規制については、国立公文書館については基本的には自主規制という格好になりますね。

国立公文書館次長 その辺、例えば中間書庫の職員はといったときに、それが何を意味するかということにも関わってくるだろうと思うんですけども、実際に人事上でどういうふうな扱いをするかという問題、特に当面の場合においては、非常に問題があるというか、課題があると考えております。

結局、内閣府が制度主管、中間書庫の主管ということになりまして、その委託を受ける形での公文書館なんですけど、実際に業務を行う人間が、結局完全に内閣府から採択を受けるのか、それとも併任関係のようにして、内閣府の職員として国立公文書館の職員がそれを行うのか、それは内閣府の職員として行うということになりますと、言わば業務そのものの中の個別の話になりますので、それは内閣府本府と国立公文書館の取り決めになります。

しかしながら、採択ということになりますと、極めて厳密なことを、言わば契約を結ばなければいけないということなので、当面のシステムとしてそこまでやるのかどうか。それから、規模としてどれぐらいのものが必要なのか。中間書庫の職員、共用型の職員がどれぐらい必要なのかということにもなりますので、ちょっとその辺は、ここですべて書き切るのではなく、ペンディングにさせていただいて、その辺はありようとしてどれぐらいのものかというのを見極めながらやっていただくのが必要かなと、完全な採択ありきということでやる必要はないのかなという感じがいたします。

高橋委員 公務員型でしょう。

国立公文書館次長 はい。しかしながら、独立行政法人でございますので、法律の適用関係がそれぞれ別でございますので、ちょっと違うことになります。

高橋委員 公務員でありますから守秘義務がかかりますね。また、上司の職務命令、指揮・監督権に服しますね。だから問題はないのではないかと私は思ったのですけれども。

国立公文書館次長 職務関係においても、結局併任関係でありました内閣府の職員としての

職務命令に服することはできますけれども、あくまで国立公文書館ということになりますと、外の間人が内閣府の業務を委託されるという形になりますので、ちょっと違ってくることになります。

したがって、それをどのように当面数年の間と言っておりますから、数年の間どのようにやっていくかというのは、ちょっといろんな工夫をした方がいいのかなという感じがいたします。

瀧上委員 もともと情報公開法のと時から、国立公文書館は行政文書の扱いについて、適用除外という形になっていて、情報公開に対しては独自に公開の仕組みをとっているということでの適用除外ということで方向としてはいいんですけれども、国立公文書館の場合には、個人情報保護法との関係については、これまた行政文書かどうかということで除外されているわけです。

そういったときに、今度は個人情報については、本人開示の問題とか、訂正請求の問題とか、そういう問題がありますね。

ですから、これはこれとして、国立公文書館自体の個人情報保護の管理体制、つまり現行のシステムでもそうなんですけれども、これ自身が必要なんです。非現用文書として来ても、個人情報保護の本人開示の問題とか、訂正請求の問題とか、それが対象になるわけですね。

しかし、行政文書ではないから正面から法律上の対象にならない。では、公文書館としてどういう制度設計をするのか。

高橋委員 いや、中間書庫だから。

瀧上委員 中間書庫という話は、公文書館そのものが、今の受託先として個人情報保護という実施機関としての体制が、法律上はそのままストレートには適用されていなくて、行政文書という非現用ということを前提にしているから、そこは義務をストレートに負っていないということでしょう。国立公文書館が持っている文書に関する個人情報保護。

高橋委員 それはそうだと思いますが。

国立公文書館次長 取組みの仕方だと思います。結局、個人情報保護についてどのようにやるかということの内閣府との間に詳細に取り決めるのか、それとも内閣府の職員として国立公文書館の職員がやるのかと。それがどちらがいいのかという問題があると思います。当面の話ですので、それを中長期の話とは切り離してやった方がいいのかなという話もございます。

あと、当面の話でございますと、先ほど内閣府に附属する共用書庫という表現がございましたけれども、附属というと、やはり附属機関、施設等機関という感じがいたしますので、そうすると、また独立の機関ができるのかなという感じがしますので、言わんとするところは、多分内閣府に付設されるハコモノといえますか、そういったスペースといったことを意味していると思うので。

瀧上委員 前回に分室というお話がありました。

国立公文書館次長 そんな組織上のことをここで提言しているわけではない。そこまで提言しているのではないというようなことの線で表現していただいた方がいいのかなという感じ

がいたします。

瀧上委員 もう一つ併せてあれなんです、委託ということでやろうとしたときに、最後の廃棄権限との関係です。

つまり、個人情報保護の場合には、用が済んだら廃棄しなければならないということも、これもまた個人情報保護法上の実施機関の責務としてあるわけですがけれども、これと歴史的文書の保存との関係で、そこはどのようなふうな考え方の整理なんでしょうか。

これはあくまでも各省は実施機関として廃棄権限を持っている。だからこれは個人情報保護は不必要なものは持たないと、最小限のものしか持たないと。それでこの行政目的のために収集した本来目的が達成したから、この個人情報は削除したいと。この文書は廃棄したいということがありますね。そのときの廃棄権限のところでは、どのような整理なんでしょうか。

国立公文書館次長 今、移管を受けている文書につきましても、個人情報保護の問題は非常に大きゅうございまして、各省としては、今、個人情報保護法を非常にセンシティブに、シビアに考えておりまして、どちらかという、個人情報が含まれている文書は、自分の手を離れる以上は、すべて廃棄したいというようなところがあるんですけども、だからといって、その文書の本質として非常に重要な文書の部分がありますので、それを私どもから御説明を申し上げまして、その一部を公開しないとか、場合によって閲覧請求があった場合に個別に審査をするというやり方をしまして、先ほど若山の方から申し上げましたように、要審査というような言い方をしておりますけれども、そういった移管を受けて、基本的には公開するんだけど、一部についてはそこを非公開にするだとか、個別に1ページ、1ページを審査するというような制度を取っておりますので、基本的には余り変わらないのかなと考えております。

高橋委員 気になったんですが、個人情報保護法は、内閣府の職員が見るとということについては提供という整理ではないのですか。委託という整理になるんですか。

大臣官房管理室室長補佐 必ずしもそれでなければいけないということではないんですが、事務局として考えた形としてはそれが自然な形で、一応委託に基づく義務もかかるということで、いいのではないかと書いておりますけれども、マストでそうなるというのか、アプリオリにそうならなければならないという議論ではないと思います。

高橋委員 事務的に言うと、文書を整理するというのは独自の事務ですね、そこまで委託するという話ではないですね。物理的な管理は委託するけれども、あくまでも、済みませんややこざわるようですが、整理、すなわち、永久保存のための、移管のための準備をするというのは提供なんではないんですか。

瀧上委員 そこは、管理権限が実施機関に残った状態をどう理解するかということですね。

高橋委員 これは事実上利用するわけですからね。私は提供ではないかと思って、この間メールに書いたんですが、提供の場合だって提供を受けた行政機関の方、もしくは独法の方でも義務はかかるでしょう。

瀧上委員 それは、それぞれの機関の規制がありますからね。

高橋委員 ちょっとそこはここに書くほどのものでないという話であれば、後で整理してい

ただければ結構だと思います。

瀧上委員 だから、提供だと目的外提供になってしまうかどうかで、そこは法律に書いてある法令の正当な業務を実施するために必要なものということで読めれば、それはそれで読めるのではないのでしょうか。

高橋委員 それは読めるのではないかというのが私の意見です。

瀧上委員 だから、行政機関の内部的な運用が法律内容も変えないで、何か運用上やろうとすると、どうもそのところがあいまいになってくるとい面があるのかもしれないね。

高橋委員 内閣府設置法に所掌事務として書いてあるんだから、それは正当業務ではないかと私は思うのです。

瀧上委員 ただ、現用を除くと書いてあるのを、どのぐらい個人情報について強く読むかという問題がありますね。

高橋委員 そうですね。

大臣官房管理室室長補佐 効率的な効果としては、提供にしますと個人情報の提供を受ける者に対する措置要求というのが各省庁に生じますので、できればスムーズに中間書庫に移送していただくサイドとしては、提供よりは委託とか利用という整理の方がいいのかなという程度のことです。

高橋委員 それは、開示請求に対応するという論点があるので、提供してしまうと、提供先がやはり開示請求の主体にならざるを得ないでしょうから。

大臣官房管理室室長補佐 ちょっと考え方について少し整理して、高橋先生にもお送りできるかと思います。

高橋委員 あとは文章上の問題ぐらいで、例えば7ページの「情報公開への対応」というものですが、これは等が入りますね。本人開示の個人情報保護法に基づく本人開示は、情報公開と言わなと思います。

大臣官房管理室室長補佐 はい、わかりました。

高橋委員 細かな文章上の話は、後でお送りしたいと思います。

後藤座長 あと、資料2の9ページの「おわりに」の書きぶりですが、これについては御意見はございますか。

瀧上委員 「文書管理法制の確立」というのは「国立公文書館法の改正をはじめ」というから、これ以外ということですか、「を含め」ではないですか。やはり文書管理の中心は公文書館だというのが、この見解としても一貫している話でもあるし、やはり本来的に議論するとすれば、やはり公文書館法を抜本的に改正するというのが、結局は総合的な文書管理システムの確立だと思うんです。

ですから、それと全く切り離れた形で、別の課題があるような感じがするので、そこはさっきも少し申したような話なんですけれども、だから「はじめ」なのかどうかというところがあります。

大臣官房管理室室長補佐 文書管理法との関係で、ですね。

瀧上委員 そうですね。先ほどの整合性の話で整理してもらえばいいんじゃないですか。

大臣官房管理室室長補佐 はい、わかりました。

後藤座長 あとは、いかがですか。

それでは、いろいろ貴重な御意見をありがとうございました。今日いただきました委員の皆様の御意見を、また取り入れまして最終報告案というものをつくりたいと思います。私から懇談会の方へ報告しなければいけないわけですが、4月に予定されております懇談会で報告をさせていただきますけれども、その前に案をつくりまして、今日の修正案をつくりまして、委員の皆様には事前に御送付いたします。それに基づきまして、更に御意見をいただければと思います。会合は、一応今日でおしまいということにしますけれども、あとはメール等で連絡を取り合えればと思います。

懇談会は4月に1回と6月早々にもう1回開かれて、今度は懇談会としての報告書をまとめるという段取りになります。当研究会の方は、今日をもちまして一応終わりということでございます。ありがとうございます。

せっかくお集まりいただいて、大変貴重な時間をちょうだいしましたので、この際、終わりに当たりまして御感想を、最後の苦言とかがございましたら、是非遠慮なく、各委員一人ずついただければと思います。

では、菅野委員からお願いをいたします。

菅野委員 私にとって、本当に貴重な機会でございますして、委員の先生方の御意見を毎回拝聴しながら勉強させていただいたというのが正直なところでございます。

ただし、国立国会図書館も独立行政法人化の話が挙がっておりまして、そういうところで公文書館も含めて、私どもで申します情報サービス機関あるいは情報提供機関の在り方というものをもう一度考え直すよい機会になったと思っております。

座長を始め、皆様本当にありがとうございました。

後藤座長 ありがとうございます。続いて、高橋委員お願いいたします。

高橋委員 ドイツ留学の前、公文書館制度に関わって、それからかなり時間が経ちまして、またこういう形で参加させていただいて、制度もどんどんよくなっているなという気がします。

私は法制度の方からしかコミットできないのですが、実態論として中間書庫という制度は、実現されれば非常に大きな意味があるんだろうと思います。是非早急に制度の内実を具体化させていただきたいというのが最後の感想でございます。

後藤座長 ありがとうございます。では、瀧上委員お願いいたします。

瀧上委員 私も情報公開と個人情報保護とか電子政府とか、いろいろな仕事をやってきましたけれども、公文書館というサイドからは、今になって思えば、本格的に勉強したということはないかなと思います。今回、この貴重な機会にいろいろ勉強させていただきました。

そういった中で、やはり公文書館自体の役割・機能、これ自身を本当に真剣に考えていく必要があるんじゃないかという認識を改めて持ちました。

以上です。

後藤座長 ありがとうございます。では、富永委員お願いいたします。

富永委員 実務屋ということで、こちらに呼んでいただいたのかなと思うんですけれども、この研究会に参加するたびに、自分の考えていた範囲とか、見ていた範囲がとても狭いなということで、毎回いろいろ勉強させていただきました。ありがとうございます。

国立公文書館を、つまりは公文書館制度を充実させるために、毎回集まって議論をしたと思うんですけれども、国立公文書館のメリット、利益だけではなくて、それを充実させることで各省も利益を得て、国民も利益を得て、勿論国立公文書館も利益を得て、みんなが勝者になれるような方法が何か出てきたらいいなと考えています。

後藤座長 ありがとうございます。それでは、最後に牧原委員お願いいたします。

牧原委員 私は、一方では、公文書に対するユーザーとして、歴史家としてこの研究会に関わりましたし、他方では行政学という、まさに文書管理というのは、研究分野の1つだったわけですが、その行政学者としても関わらせていただいたというわけです。

結局、その2つは私の中で必ずしも結び付いていないまま研究をしていたんですが、今回の中間書庫というものの中で、それが非常に有機的に結び付いたということが私にとっては非常に大きな発見でありました。

是非こういったシステム、それから各省共通の文書管理の在り方というのが実現できるように、関係の方々に御尽力をお願いしたいと思っております。

以上です。

後藤座長 ありがとうございます。それでは、事務局からも、山本室長お願いいたします。

大臣官房管理室長 では、内閣府側を代表して、私の方から一言申し上げます。

平成17年5月からこの研究会が始まって7回ということですが、本当にありがとうございました。

毎回精力的な御審議をいただいたわけですが、私自身は、昨年8月15日付でこの管理室というのにまいりました。

正直なところ不勉強で、ここに来るまで中間書庫という言葉も余り知りませんでしたし、行政機関が意思決定をするには文書をつくらなければいけないということも明確には意識もしていませんでした。正直言って、今、霞が関の大多数の役人は、やはり似たような感覚ではないかと思えます。

そういう意味も、今日までおまとめいただいた成果は大変重要であり、またこれから官房長官の懇談会でもんでいただきますが、我々としても最大限努力をして、この中間書庫というのが実現に向かいますように、役所として努力をしたいと思えます。

勿論、このごろ何分にも財政再建とか、公務員の首を切れとか、公務員宿舎はなくしてしまえとか、厳しい話ばかりなので、そういう中で新しいものをつくっていくのは容易ではないんですけれども、そこはこれだけの仕組みでやっていただいたんですが、我々としても今後とも工夫を凝らして頑張りたいと思えますし、先生方にも引き続き御指導いただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

後藤座長 ありがとうございます。それで、私も一言言わせていただきます。

私は、長い時間がかかるものは、早目に始めなければいけないという考え方なんです。今回の中間書庫を巡りまして、長期のビジョンをしっかりと描いていただきましたし、早期に始めることも整理していただいたので、何よりも委員の皆様にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それから、この研究会を支えていただいた内閣府の皆さん、それから国立公文書館の皆さんにも心からお礼を申し上げたいと思います。

それでは、以上で本日の議事を終了させていただきます。議事要旨につきましては、例によりまして、速記録ができ上がり次第、各委員に御照会いたしますので、最後になりますけれども、宜しく願いいたします。

それから、今回の研究にあたっては、やはりフランスの例なども参考になると思いましたが、内閣府の皆さんと相談したんですが、3月28日から4月2日にかけて、牧原委員にフランスへ出張して報告書をまとめていただければと、そういう手はずを取らせていただきました。

報告書につきましては、まとめり次第レポートを、懇談会の方にも報告しないといけないんですが、この研究会の各委員にも御参考として送付させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これにて研究会を終了させていただきます。どうも長い間ありがとうございました。